

(別紙)

●第1期の行動計画と取組内容及び実績

1. 計画期間 平成17年4月1日～平成19年8月31日までの2年5ヵ月間
※下記目標が早期に達成できたため、当初の計画期間(3年)を短縮しました。

2. 内 容

<目標1> 仕事と子育ての両立支援として育児短時間勤務制度を導入する。

⇒平成19年4月に「育児短時間勤務制度」を導入し、運用を開始。

※小学校就学の始期に達するまでの子を育てる職員が希望した場合に、所定就業時間について、1日につき2時間を超えない範囲で、30分単位で短縮できる制度。短縮時間に応じて給与は一部減額となるが、賞与・定期昇給及び退職金の算定等については、通常の勤務をしたものとみなします。

<目標2> 年次有給休暇の取得促進を図るために、年次有給休暇の半日単位付与制度を導入する。

⇒平成19年4月に「年次有給休暇の半日単位付与制度」を導入し、運用を開始。

<目標3> 年次有給休暇の取得促進を図るために、ファミリーデー(記念日)休暇制度を導入する。

⇒平成19年4月に「ファミリーデー(記念日)休暇制度」を導入し、運用を開始。

※本人または家族にとって記念となる日の属する月に有給休暇(年度内1日)を取得できる制度。

<目標4> 妻出産時の特別有給休暇(出産休暇)の取得を奨励する。

⇒行内誌等を活用し取得奨励を実施。

<目標5> 少子化対策に寄与すべく、RLC会(※銀行保有の結婚相談所)周知の充実を図る。

⇒ディスクロージャー誌や行内誌等を活用し周知充実を実施。

●第2期の行動計画

1. 計画期間 平成19年9月1日～平成23年3月31日までの3年7ヵ月間

2. 内 容

<目標1> 仕事と子育ての両立支援として、共済会を利用した保育料等の費用補助制度を導入する。

<目標2> 仕事と子育ての両立支援策を周知するために、両立支援ハンドブックを作成する。

<目標3> 年次有給休暇の取得促進を図るために、ファミリーデー(記念日)休暇制度の取得促進と拡充を図る。

以 上